## 平成30年度 後発医薬品使用促進ロードマツプ検証検討事業報告書 概要

## 1．事様の三的

平成25年4月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」につ いて，目標の達成状況や，関係者における後発医薬品の使用促進のための取組状況等の モニタリングを行い，その結果を踏まえ，必要な促進策について検討すること。

## 2．事業の概要

（1）後発医薬品メーカー（190社）におけるロードマップの対応状況に関するアンケート調査
（2）都道府県及び東京23区におけるロードマップの対応状況に関するアンケート調査
（3）国のロードマップの対応状況に関するヒアリング調査
（4）ロードマップの実施状況等に関する関係者調査
1）業界団体のロードマップの対応状況等に関するヒアリング調査
2 ）医療機関（3，500施設）及び保険薬局（2，500施設）に対するアンケート調査
3 ）ロードマップの対応状況についての保険者•卸業者へのヒアリング調査
（5）諸外国及び国内の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアの調査
（6）有識者による検討委員会の設置•開催

## 3．検討委員会 委員名簿

| 大條 | 正 | 武田テバファーマ株式会社 カバメントアフェアーズ部部長 |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 日本製薬団体連合会GEロードマップ対応プロジエクト副リーダー |
| 緒方 | 宏泰 | 明治薬科大学名誉教授 |
| 川上 | 純一 | 一般社団法人日本病院薬剤師会 副会長 |
| 小山 | 信彌 | 東邦大学医学部医療政策•渉外部門特任教授 |
| 坂巻 | 弘之 | 東京理科大学経営学部教授 |
| 田中 | 俊幸 | 東和薬品株式会社執行役員 渉外統括部長 |
|  |  | 日本ジエネリック製薬協会 総務委員 |
| 長島 | 公之 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 永田 | 泰造 | 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 |
| 野島 | 康一 | 公益社団法人国民健康保険中央会 調査役 |
| 古川 | 哲也 | 独立行政法人国立病院機構本部医療部医療課薬剤等管理監 |
| 増原 | 慶壮 | 聖マリアンナ医科大学 客員教授 |
| 三浦 | 哲也 | Meファルマ株式会社 営業企画部本部長 |
|  |  | 日本製薬団体連合会GEロードマップ対応プロジエクトリーダー |
| 三宅 | 泰介 | 健康保険組合連合会医療部長 |
| ○武藤 | 正樹 | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| 森 | 朝哉 | 全国健康保険協会本部企画部企画グループ長 |
| 八巻 | 春男 | 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会流通改善推進委員会専門委員 |

## （1）ロードマップの対応状況に関する調査の概要（1）

## 後発医薬品メーカー調査の概要

1．目的：

- ロードマップに示された取組事項の進捗状況の把握
- 後発医薬品メーカーにおける課題等の把握／等

2．調査対象：後発医薬品を薬価収載している製造販売業者190社（平成30年10月1日時点）
3．調査方法：

- 対象企業が記入する自記式調査票を郵送•電子メールで送付•回収とした。
- 調査実施時期は，平成31年1月30日～平成31年2月21日。

4．回収結果：有効回答数 187 社（有効回答率 $98.4 \%$ ）

## （1）ロードマップの対応状況に関する調査の概要（2）

## 都道府県調植の概要

1．目的 ：都道府県におけるロードマップに係る取組の実施状況の把握
2．調査対象：47都道府県の後発医薬品安心使用促進事業担当部署
3．調査方法：

- 各都道府県あてに厚生労働省より電子メールで自記式調査票の配布•回収とした。
- 調査実施時期は，平成31年1月8日～平成31年2月22日。

4．回収結果：有効回答数47都道府県（有効回答率 $100.0 \%$ ）

## 東京23区調查の概要

1．目的：東京23区における後発医薬品使用促進に係る取組の実施状況の把握
2．調査対象：
東京23区の各区役所の主に保険担当部署•医薬品関係担当部署（各区のホームページによ り，
後発医薬品使用促進に関わる記載がみられた部署等）
3．調査方法：

- 各区の関係部署あてに郵便により自記式調査票の配布•回収とした。
- 調査実施時期は，平成31年1月8日～平成31年2月14日。

4．回収結果：有効回答数 23 区（有効回答率 $100.0 \%$ ）
（1）$\square ー ト ゙ マ ッ フ ゚ の 亠 ⿱ 亠 乂 寸 心$ 応状況に関する調査の概要（3）

## 医療機関•保険楽局調查の概要

1．目的：

- 医療機関•保険薬局への後発医薬品供給状況等の把握
- 後発医薬品の使用に関する意見•要望等の把握 等

2．調査対象：

- 病院調査 ：全国の病院の中から無作為抽出した1，500施設
- 診療所調査 ：全国の一般診療所の中から無作為抽出した2，000施設
- 保険薬局調査 ：全国の保険薬局の中から無作為抽出した2，500施設

3．調査方法：

- 対象施設が記入する自記式調査票の郵送配布•回収とした。
- 調査実施時期は，平成31年1月18日～平成31年3月5日。

4．回収結果：

- 病院調査：有効回答数 457件（有効回答率 30．5\％）
- 診療所調査：有効回答数 468件（有効回答率 23．4\％）
- 保険薬局調査：有効回答数 1，069件（有効回答率 42．8\％）


## （1）ロードマップの対応状況に関する調査の概要（4）

## ヒアリング調查の概要

1．目的：保険者，卸業者•販社，メーカー業界団体，卸売業界団体，国，におけるロードマップヘ の対応状況等の把握等
2．調査対象：保険者
－全国健康保険協会

| 保険者 | - 全国健康保険協会 <br> - 健康保険組合連合会 <br> - 国民健康保険中央会 <br> - 東京都後期高齢者医療広域連合 |
| :---: | :---: |
| 卸業者•販社 | - 広域卸業者 2 社 <br> - 地場卸業者 1 社 <br> - 販社 1 社 |
| メーカー業界國体 | - 日本製薬団体連合会 <br> - 日本ジエネリック製薬協会 |
| 卸売業界國体 | - 日本医薬品卸売業連合会 <br> - 日本ジエネリック医薬品販社協会 |
| 国 | - 厚生労働省医政局経済課 <br> - 厚生労働省保険局医療課 <br> - 厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室 <br> - 厚生労働省保険局保険課 <br> - 厚生労働省保険局高齢者医療課 <br> - 厚生労働省保険局国民健康保険課 <br> - 厚生労働省医薬•生活衛生局医薬品審査管理課 <br> - 厚生労働省医薬•生活衛生局監視指導•麻薬対策課 |

3．調査方法：

- 訪問によるインタビュー形式の調査（一部，電子メールによる調査）とした。
- 調査実施時期は，平成30年11月27日～平成31年3月15日。


# ②『後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ』 の検証結果 

## 【調査結果】「安定供給」に関する国の取組（1）

## －安定供給等の問題事例に対する指導

（平成29•30年度）
実績なし
安定供給や必要な規格の取り揃えに係る問題事例に対し，厚生労働省の職員を現地 に派遣し，必要な指導を引き続き行ってい く。〔継続事業〕

## －安定供給に関する苦情の収集

平成18年3月10日付厚生労働省医政局長通知「後発医薬品の安定供給について」を保険医療幾関及び保険薬局に再度周知を行 い，安定供給に関する情報収集に努める。〔継続事業〕
（平成29年度）
（平成30年度）
－平成29年6月15日付通知，同年12月7日付通知で再度周知等を行った。 なお，文書により改善指導を行ったものはなかった（本通知のスキー ムでは保険薬局•医療機関等から16件の苦情報告があった）。
－平成30年6月14日付通知，同年12月31日付通知で，再度周知等を行った。なお，文書により改善指導を行ったものはなかった（本通知 のスキームでは保険薬局•医療機関等から58件の苦情報告があった）

## 【調査結果】「安定供給」に関する国の取組（2）

## －安定供給に支障を生じた場合等の薬価収載時の対応

天災等後発医薬品メーカーに責任のない場合を除き，既収載品目の安定供給に支障 が生じた事例があった場合等は，原因究明，改善方策，再発防止等を確認し，改善が図 られない場合は，新規の薬価収載希望書を受け付けないことを含めた対応をする。〔継続事業〕
（平成29年度）
－既収載品目で供給不安等の問題がある品目については，事前に厚生労働省に報告するよう指導しており，問題を生じさせた品目についての原因究明，改善方策，再発防止策等のヒアリングを実施（延べ24社）。なお，該当企業の新規収載希望品目について，必要に応じてヒ アリングを実施（延べ25社）。
－新たに後発医薬品の収載を希望する企業には，後発医薬品の薬価基準収載時に販売名変更のみの場合であっても，前回収載時までに安定供給マ二ュアルを提出していなければ，企業に対し安定供給マ二ュアル の提出を求めている。
（平成30年度）
－既収載品目で供給不安等の問題がある品目については，事前に厚生労働省に報告するよう指導しており，問題を生じさせた品目についての原因究明，改善方策，再発防止策等のヒアリングを実施（延べ25
社）。なお，該当企業の新規収載希望品目について，必要に応じてヒ アリングを行った（延べ23社）。
－新たに後発医薬品の収載を希望する企業には，後発医薬品の薬価基準収載時に販売名変更のみの場合であっても，前回収載時までに安定供給マ二ュアルを提出していなければ，安定供給マ二ユアルの提出を求 めている。

## 【調査結果】「安定供給」に関するメーカー・団体の取組（1）

## －納品までの時間短縮

引き続き，卸業者が納期（翌曰配送等） を指定する場合に，当該納期に対応する配送体制を確保するとともに，卸業者が在庫切れした場合の即日配送を95\％以上にする。〔継続事業〕

納期までに配送できる体制を構築している企業（平成30年11月末時点，卸業者との取引がない企業を除く）
：123社／回答136社（90．4\％）
即日配送（緊急配送）への対応実績（平成30年11月1か月間）
即日配送（緊急配送）を依頼された企業：23社／回答131社 うち，即日配送に100\％対応できた企業：23社／回答131社即日配送ができた割合（企業ベース）：100．0\％

## －供給ガイドラインの作成

業界団体は，以下の内容を含む「ジエネ リック医薬品供給ガイドライン」を作成す る。〔平成25年度中〕
－期日指定された場合の指定納期内の配送体制の整備
－社内在庫及び流通在庫を合わせて平均 2 力月以上確保
－やむを得ず供給を停止する場合の時間的余裕を持った医療関係者への連絡

- 原薬の状況に応じたダブルソース化
- 製造販売業者による製造所に対する現地における品質管理の確認の徹底


## ○日本製薬団体連合会の取組

（平成25年度）
－「～後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップに基づく～ ジェネリック医薬品供給ガイドライン」を作成（平成26年3月）。ガ イドラインは，その後，修正を行っていない。

## 【調査結果】「安定供給」に関するメーカー・団体の取組（2）

## －安定供給マニユアルの作成 <br> ガイドラインに準拠した「安定供給マ二ュアル」の作成状況（平成30年11

後発医薬品メーカーにおいては，業界団体で作成する「ジェネリック医薬品供給ガ イドライン」に準拠した「安定供給マ二ユ アル」を作成し，適切な運用を図る。〔平成26年度中に後発医薬品メーカー全社が作成］

## －業界団体による支援

業界団体は，各企業の「安定供給マ二ユ アル」の作成状況•運用状況等について，月末時点）

作成済み：149社／回答187社（79．7\％）
作成していない：37社／回答187社（19．8\％）

ガイドラインに準拠した「安定供給マ二ュアル」の作成予定（平成30年11月末時点）

作成する予定がある：7社／作成していない37社（18．9 \％）
作成する予定がない：26社／作成していない37社（70．3\％）
日本ジエネリック製薬協会
（平成29年度）
－新規会員に対しては安定供給マ二ユアルを作成することを加入時に説明。

モ二タリングを毎年行うとともに，後発医薬品メーカーへの助言や研修会の開催等，各企業の安定供給確保に係る活動を支援す る。〔平成25年度～〕

# 【調査結果】「安定供給」に関するメーカー・団体の取組（3） 

## 製造所に対する品質管理

後発医薬品メーカーは，製造所の生産シ ステムを含め品質の管理に万全を期すこと はもとより，複数のソースの確保や国内で の製造など，供給を継続的に確保する体制 を整備する。特に，海外の製剤や原薬の製造所に対し，適切かつ合理的な品質管理が行えるよう専門的な人材等の活用等につい て関係団体で検討する。〔継続事業〕

## －品切れ品目ゼロ

天災等後発医薬品メーカーに責任のない場合を除き，品切れ品目をゼロにする。
〔平成27年度中〕
（平成29年度）
－業界団体としての取組は実施していない。各企業では，自らの責任で判断し，ワー二ングレターの発出や，リスクが高いと考える製造所等 があれば優先的に現地視察を実施。

品切れ発生時の原因究明，再発防止等の機能状況（平成30年11月末時点）機能している：178社／回答187社（95．2\％）

## 平成29年度中に品切れが発生した企業

：9社（18品目）／品切れ件数を把握している182社（4．9 \％）

品切れ時の対応として，保険医療機関等に代替品等の情報提供をした品目数
：17品目／品切れ発生品目18品目（94．4\％）

後発医薬品メーカーは，品切れが起きた場合，迅速に代替品等の情報の情報提供を医療機関に行うとともに，一元的に業界団体のホームページに当該情報を掲載する。〔継続事業〕

注）「品切れ」とは，厚生労働省の定義では，注文日を含めた供給不能期間が，平日は2～3日（遠隔地は4日），土日を挟んだ場合は2～5日（遠隔地は5～6日）以上の場合のことをいう。

## 【調査結果】「安定供給」に関するメーカー・団体の取組（4）

## －原薬調達や供給能力などに関する計画の作成

後発医薬品使用促進のための新たな目標 である数量シェア60\％を実現するよう，各後発医薬品メーカーは，原薬調達や供給能力などに関する計画を作成する。〔平成25年度～〕

## 【調査結果】「品質に対する信頼性の確保」に関する国の取組

## －ジエネリック医薬品品質情報検討会 の継続及び医療関係者が必要な情報を容易に入手できる体制の整備

「ジエネリック医薬品品質情報検討会」 において，文献等で品質上の指摘を受けた ものについては，指摘内容の学術的観点か らの検討，必要に応じた試験を実施し，品質の確認を引き続き行う。また，検討結果 の概要等については取りまとめ後，速やか に公表するとともに，医療関係者がイン ターネットで必要な情報を容易に入手でき る体制を整備する。〔平成25年度～〕
（平成29年度）

- 検討会を開催：平成29年8月28日，平成30年3月14日
- 「後発医薬品品質情報」を発刊：平成29年5月，平成30年1月
- 検討会の議事概要，後発医薬品品質情報等のジエネリック医薬品の品質に関する情報については，ホームページ公表，PMDAメディナビ配信等を通じて情報提供。
－平成28年度より医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）を作成 し，平成30年2月末時点で200以上のデータシートをホームページで公表。
（平成30年度）
- 検討会を開催：平成30年9月5日，平成31年2月27日
- 「後発医薬品品質情報」を発刊：平成30年7月，平成31年1月
- 検討会の議事概要，後発医薬品品質情報等のジエネリック医薬品の品質に関する情報については，ホームページ公表，PMDAメディナビ配信等を通じて情報提供。
－平成28年度より医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）を作成 し，平成30年10月末時点でブルーブック作成対象の後発医薬品（薬価削除経過措置期間中のものを除く）のうち約58\％（品目数ベース） について，データシートを作成•公表。


## （平成29年度）

－平成29年度後発医薬品品質確保対策事業において，900品目55有効成分について検査を実施。
（平成30年度）
－平成30年度後発医薬品品質確保対策事業を実施中。

## 【調査結果】「品質に対する信頼性の確保」に関する都道府県の取組

－都道府県協議会による研修事業の実
施
医療関係者の漠然とした後発医薬品の不安に対応するため，都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を中心とした後発医薬品 メーカーの工場視察を企画するなど，後発医薬品の品質に対する正しい理解を促進す るための研修事業等を実施する。【継続事業］

都道府県協議会の開催状況（平成29年度）
協議会を開催：38件／47件（80．9 \％）
過去には開催したことがある
：9件／平成29年度に協議会を開催していない9件（100．0\％）
$\rightarrow$ すべての都道府県で協議会の開催実績あり。
都道府県協議会による取組の実施状況（平成29年度）
工場視察の企画運営
：7件／協議会開催38件（18．4\％）
医療関係者を対象とした研修事業・セミナーの開催
：13件／協議会開催38件（34．2\％）
医療機関•医師•薬剤師等に対するリーフレット等の配布
：25件／協議会開催38件（65．8\％）

都道府県協議会の検討内容等の公表状況（平成29年度）
都道府県ホームページで公表
：19件／協議会開催38件（50．0\％）
うち，協議会の資料をホームページで公表 ：6件／ホームページで公表している19件（31．6\％）

# 【調査結果】「品質に対する信頼性の確保」に関する メーカー・団体の取組（1） 

## －国の文献調査への協力

業界団体は引き続き，国の文献調査に協力 し，「ジェネリック医薬品品質情報検討会」 において品質の指摘を受けた品目については，当該後発医薬品メーカーが，品質の改善等必要な対応を迅速に行うとともに，保険医療機関や保険薬局に適切な情報提供を行う。〔継続事業〕
－文献で指摘された品目に対する迅速な対応

文献で指摘を受けた自社品目について，各企業で対応可能な場合には自らも迅速な調査 を行い，保険医療機関や保険薬局に対して適切な情報提供を行う。〔平成25年度～〕

## －医療関係者や国民への情報提供

後発医薬品の品質に対する，医療関係者や国民の理解を得るため，積極的な情報提供を行う。〔平成25年度～〕

## ○日本ジエネリック製薬協会の取組

（平成29年度）
－論文59報，学会発表44報を調査し，品質情報検討会に報告。

自社製品の品質に関連した文献調査の実施状況（平成29年度）
文献調査を行つている企業
：123社／回答187社（65．8\％）
うち，文献調査を行った中で指摘を受けた企業
：2社／文献調査を行っている123社（1．6\％）
文献調査で指摘を受けた品目数
：5品目（回答2社）
うち，自社で対応を検討した品目数：4品目品質に関する情報提供等，対応を行つた品目数：5品目
○日本ジエネリック製薬協会の取組
－各種学会におけるブース出展やセミナ一開催を通じ，品質に対する信頼性の確保に取り組んでいる。

## 【調査結果】「品質に対する信頼性の確保」に関する メーカー・団体の取組（2）

## －品質管理の徹底

製造販売業者による製造所に対する現地に おける品質管理の確認を徹底する。特に，海外の製剤や原薬の製造所に対し，適切かつ合理的な品質管理が行えるよう専門的な人材等 の活用等について関係団体で検討する。〔継続事業〕

海外の製剤•原薬製造所の品質管理の状況を確認する計画の策定状況 （平成30年3月末時点）
計画を立てている企業：136社／回答187社（72．7\％）
対象品目に対する実地による確認済品目の割合（平成30年3月末時点）
原薬：56．3\％（回答131社）
製剤：72．9\％（回答131社）

## 【調查結果】「情報提供の方策」に関する都道府県の取組

－市区町村又は保健所単位レベルでの 市区町村•保健所単位レベルでの協議会の設置•運営状況（平成29年度協議会の活用

薬剤師が少ない病院や薬剤師がいない診療所においては，後発医薬品の情報を単独 で集めることが難しいことから，市区町村又は保健所単位レベルでの協議会を地域の後発医薬品の情報収集の場として活用して いく。〔平成25年度～〕

## －汎用後発医薬品リストの作成

平成24年度に国の委託費で策定する「安定供給体制等を指標とした製造販売業者等 の情報提供項目」を活用するとともに，各都道府県協議会や地域の中核的な役割を果 たす病院等において，「汎用後発医薬品リ スト」を作成し，地域の保険医療機関や保険薬局に情報提供を行う。〔継続事業〕

## 末時点）

設置•運営を行つている
：8件／都道府県協議会開催38件（21．1\％）
今後設置する予定
：1件／都道府県協議会開催38件（2．6\％）
設置する予定がない
：29件／都道府県協議会開催38件（76．3\％）

汎用後発医薬品リストの作成•配布状況（平成30年3月末までの実績）作成•配布を行った：35件／47件（74．5\％）

汎用後発医薬品リストの公表•周知方法
都道府県ホームページ上にリストを公開
：24件／作成•配布を行った35件（68．6\％）
関係団体に配布
：18件／作成•配布を行った35件（51．4\％）
県内の医療機関•薬局に配布
：15件／作成•配布を行った35件（42．9\％）

## 【調査結果】「情報提供の方策」に関するメーカー・団体の取組（1）

## －業界団体の「ジエネリック医薬品情報提供システム」の改善•拡充

業界団体による「ジェネリック医薬品情報提供システム」の改善•拡充を通じた医療関係者への迅速かつ的確な情報提供，医療関係者にとつて利便性の高い情報提供を行う。〔平成26年度中〕
－後発医薬品メーカーの情報提供

後発医薬品メーカーが，業界団体で運営 している「ジェネリック医薬品情報提供シ ステム」を利用して情報提供を行つていく よう，後発医薬品メーカー全体で取組む。〔平成25年度～〕

○日本ジェネリック製薬協会の取組
（平成29年度）
－平成25年度に「ジェネリック医薬品情報提供システム」の利用対象を会員企業以外にも拡大し（web会員の新設），会員外の3社が新規利用した。平成29年度における増減はない。
－平成28年度にスマートフォン用アプリの高速化を実施。平成29年度に おける大幅なシステム改修はない。
－学会等のブース展示により情報提供システムの広報•啓発活動を実施。「日医二ユース」等でも情報提供システムを広報。

## 【調査結果】「情報提供の方策」に関するメーカー・団体の取組（2）

## －後発医薬品メーカーによる情報収集•提供体制の整俑•強化

各後発医薬品メーカーによる以下の情報収集•提供体制の整備•強化を行う。〔平成25年度～］
－M R（「医薬品情報担当者」以下同 じ）の質の向上のための教育の充実
－保険医療機関等からの照会に対し，指定する期間内に100\％対応
－「使用上の注意」の改訂時の医療関係者への「お知らせ文書」の配布につい て，引き続き 1 力月以内に配布
－平成24年度に国の委託費で策定される「安定供給体制等を指標とした製造販売業者に関する情報提供項目」を参考 にした情報提供

## －M S による情報提供体制の構築

MRによる対応や電子媒体による情報提供以外にも，卸業者との連携により，M S
（医薬品卸売販売担当者）を活用した情報提供体制の構築を検討する。〔平成25年度 ～］

保険医療機関等からの照会に対する対応状況（平成29年度）
指定期間内での100\％対応ができた
：165社／回答187社（88．2\％）

「使用上の注意」の改訂状況（平成30年1月～3月）
改訂があった品目：526品目（回答162社）
うち， 1 か月以内に「お知らせ文書」配布を完了した品目：521品目 1 か月以内の「お知らせ文書」配布完了率：99．0\％

「安定供給体制等を指標とした製造販売業者に関する情報提供項目」を参
考にした情報提供体制の整備状況（平成30年3月末時点）
整備している：113社／回答187社（60．4\％）
整備する予定：9社／回答187社（4．8\％）
情報提供項目を知っているが整備する予定はない ：49社／回答187社（26．2\％）
情報提供項目を知らない
：9社／回答187社（4．8\％）

MSを活用した情報提供体制の整備状況（平成30年3月末時点）

| 体制は整つている | $: 83$ 社／回答187社（44．4\％） |
| :--- | :--- |
| 体制の構築を検討中 | $: 26$ 社／回答187社（13．9 \％） |
| 体制を整える予定はない | $: 40$ 社／回答187社（21．4\％） |
| 卸業者との取引がない | $: 35$ 社／回答187社（18．7 $) ~$ |

## 【調査結果】「使用促進に係る環境整備」に関する国の取組（1）

## －さらなる理解の促進

後発医薬品の使用推進の意義が理解され るようなリーフレット作成や医療関係者や国民向けセミナーを年 2 回以上開催し，さ らなる理解の促進を図る。〔継続事業〕
（平成29年度）
－リーフレット等を都道府県，都道府県薬剤師会，関係団体等に送付。 また，ホームページ閲覧者等から配布要望があった場合にも順次送付。

- 1か月間，1，629病院の待合室でサイネージ広告を放映。
- 厚生労働省ホームページの安定供給体制等に関する情報ページについ て，適宜掲載情報を更新。
（平成30年度）
－リーフレット等の電子媒体をホームページに掲載，自由に印刷し利用可能にした。また，ホームページ閲覧者等から配布要望があった場合 にも順次送付。
－厚生労働省ホームページの安定供給体制等に関する情報ページについ て，適宜掲載情報を更新。
－ジエネリック医薬品の効能•安全性等に関する動画を作成， Facebookを活用した広告を実施。
－日本ジエネリック製薬協会と共催で，ジェネリック医薬品シェア80\％達成に向けた課題に関するパネルディスカッションを開催。
－都道府県が開催する後発医薬品安心使用促進のためのセミナーに職員 を派遣（岐阜県，山口県）。


## （平成29年度）

- 政府広報インターネットスマホヤフーバナー広告を掲載。
- 政府広報インターネット広告を掲載。
（平成30年度）
－政府広報オンラインの暮らしに役立つ情報に「安心してご利用くださ いジエネリック医薬品」の記事を掲載。


## 【調査結果】「使用促進に係る環境整備」に関する国の取組（2）

## －ジエネリック医薬品Q \＆Aの周知

後発医薬品の品質等に関する正しい理解 の周知を図るため，厚生労働省で作成した「ジエネリック医薬品Q\＆A」のさらなる周知を図る。〔平成25年度～〕

## －医学薬学教育での後発医薬品に対す る理解の向上

医学教育や薬学教育において，後発医薬品の使用促進に関する教育内容の充実を促 す。〔平成25年度～〕

## 全国医療費適正化計画における後発医薬品に関する取組の推進

都道府県における取組状況及びロード
マップを踏まえ，都道府県医療費適正化計画の作成の手法等に関する技術的事項の助言を行うとともに，全国医療費適正化計画 において後発医薬品の使用促進に係る医療保険関係者の取組を推進する。〔平成25年度～平成29年度〕
（平成29•30年度）
－都道府県，都道府県薬剤師会，関係団体等に送付。また，ホームペー ジ閲覧者等から配布要望があった場合にも順次送付。
（平成29年度）
－文部科学省医学教育課の協力の下，大学医学部，薬学部，大学付属病院に対し，教育資材として活用していただくよう事務連絡を添え「Q \＆A」等を送付。
（平成30年度）
－リーフレット等の電子媒体をホームページに掲載，自由に印刷し利用可能にした。また，ホームページ閲覧者等から配布要望があった場合 にも順次送付。

## （平成29年度）

－第2期医療費適正化計画に基づき，各都道府県が後発医薬品の使用促進に関する取組を実施。
（平成30年度）
各都道府県が，第3期医療費適正化計画（平成30年度～平成35年度） において，平成35年度における後発医薬品の使用割合の目標を設定。引き続き，各都道府県において，後発医薬品の使用促進に関する取組 を実施。

## 【調査結果】「使用促進に係る環境整備」に関する国の取組（3）

－関係団体に対する後発医薬品の使用促進の要請

関係団体に対して，後発医薬品の使用促進のための取組をするよう依頼する。〔平成25年度～］
（平成29年度）
－日本健康会議の宣言である「品質確保•安全供給を国に求めつつ，す べての保険者が後発医薬品の利用勧奨など，使用割合を高める取り組 みを行う」について，全数調査を実施。取組状況の結果を日本健康会議やホームページで公表（平成29年8月）。
－厚生労働省において，保険者別の後発医薬品の使用割合を平成30年度実績から公表。
（平成30年度）
－日本健康会議の宣言である「品質確保•安全供給を国に求めつつ，す べての保険者が後発医薬品の利用勧奨など，使用割合を高める取り組 みを行う」について，全数調査を実施。取組状況の結果を日本健康会議やホームページで公表（平成30年8月）。
－厚生労働省において，保険者別の後発医薬品の使用割合（平成30年9月診療分）を公表。

## （平成29•30年度）

市町村国保•後期高齢者医療広域連合における後発医薬品利用差額通知等に係る取組について財政支援を実施。また，保険者努力支援制度及び後期高齢者医療における保険者インセンティブにおいても，平成 28年度以降，後発医薬品利用差額通知等の取組を評価指標としており当該取組の更なる促進を図っている。

## 都道府県協議会活動の強化

さらなる使用促進に向け，すべての都道府県で協議会を実施するなど，協議会活動 を強化する。〔平成25年度～〕

都道府県協議会の開催状況（平成29年度）【再掲】
協議会を開催：38件／47件（80．9 \％）
過去には開催したことがある
：9件／平成29年度に協議会を開催していない9件（100．0\％）
$\rightarrow$ すべての都道府県で協議会の開催実績あり。

## －都道府県協議会への中核的病院の関係者等の参加

都道府県協議会に地域の中核的な役割を果たす病院，後発医薬品メーカー，保険者 をメンバーとして参加させ，後発医薬品の情報収集や理解の促進等の使用促進策の実施等に役立てる。〔平成25年度～〕

## －都道府県協議会を中心とした理解の促進のための活動

都道府県協議会を中心とした保険医療機関，患者向けのセミナーや理解の促進のた めの活動を行う。〔継続事業〕

都道府県協議会への病院関係者の参加状況（平成29年度）
病院関係者が参加している
：32件／協議会開催38件（84．2\％）

都道府県協議会による取組の実施状況（平成29年度）【再掲】

## 工場視察の企画運営

：7件／協議会開催38件（18．4\％）
医療関係者を対象とした研修事業・セミナーの開催
：13件／協議会開催38件（34．2\％）
医療機関•医師•薬剤師等に対するリーフレット等の配布
：25件／協議会開催38件（65．8\％）

## －市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の設置

市区町村又は保健所単位レベルでの協議会を設置し，差額通知事業，地域レベルで の採用医薬品リストの作成•配布，関係者 での問題意識の共有化を図る。〔平成25年度～〕

## －都道府県協議会の検討内容の公表

都道府県協議会での検討内容について，都道府県のホームページ上で公表し，関係者への積極的な情報提供を行う。〔継続事業〕
－診療所医師，診療所歯科医師，薬局薬剤師の情報交流

診療所医師，診療所歯科医師，薬局薬剤師の情報交流の場を設け，後発医薬品の情報交換を促進する。〔平成25年度～〕

## －中核的病院における後発医薬品の使用促進

地域の中核的な役割を果たす病院に対し て，後発医薬品の使用推進のための計画的 な取組を促す。〔平成25年度～〕

市区町村•保健所単位レベルでの協議会の設置•運営状況（平成29年度末時点）【再掲】

設置•運営を行つている
：8件／都道府県協議会開催38件（21．1\％）
今後設置する予定
：1件／都道府県協議会開催38件（2．6\％）
設置する予定がない
：29件／都道府県協議会開催38件（76．3\％）
都道府県協議会の検討内容等の公表状況（平成29年度）【再掲】
都道府県ホームページで公表
：19件／都道府県協議会開催38件（50．0\％）
うち，協議会の資料をホームページで公表
：6件／ホームページで公表している19件（31．6\％）

情報交換促進に関する取組の実施状況（平成29年度）
診療所医師，診療所歯科医師，薬局薬剤師の情報交流の場の設置など，後発医薬品の情報交換促進に関する取組を実施
：8件／47件（17．0\％）

中核的病院における使用促進に関する取組の実施状況（平成29年度）
地域の中核的病院に対して，使用促進のための計画的な取組を促す活動 を実施
：9件／47件（19．1\％）

## 【調査結果】「使用促進に係る環境整備」に関する メーカー・団体の取組（1）

## 医療関係者，国民向けセミナーの実施

医療関係者，国民向けのセミナーの実施 により理解の促進を図る。【継続事業〕

## 製剤上の工夫の推進

飲み易さや使用感の良さといった最終使用者である患者側の立場に立った改良や，医療過誤の防止や調剤上の利便性の向上を もたらすような調剤側の視点にたった製剤上の工夫を推進する。〔継続事業〕

○日本ジエネリック製薬協会の取組
－各種学会におけるブース出展やセミナー開催を通じ，品質に対する信頼性の確保に取り組んでいる。

医療関係者への情報提供の状況（平成29年度）
医療関係者の理解を得るための情報提供を実施 ：36社／回答187社（19．3\％）

製剤上の工夫の実施状況（平成30年3月末時点）
製剤上の工夫を行っている：127社／回答187社（67．9\％）
実施している製剤上の工夫（平成30年3月末時点）
包装•容器の開封性，取り出しやすさの向上
：73社／工夫を行っている127社（57．5\％）
識別性の向上（鋜剤に製品名•規格を印字，包装の差別化等）
：70社／工夫を行っている127社（55．1\％）
一般名や効能がわかりやすいパッケージデザインに変更
：59社／工夫を行っている127社（46．5\％）
形状の変更（OD錠等）
：56社／工夫を行っている127社（44．1\％）
小型化
：52社／工夫を行っている127社（40．9\％）

## 【調査結果】「使用促進に係る環境整備」に関する メーカー・団体の取組（2）

## －一般的名称への切り替えの推進

後発医薬品の販売名について，一般的名称を基本とした販売名への切り替えを計画的に進めていく。【継続事業〕

一般的名称への切り替え（平成30年3月末時点）
回答149社，ブランド名を販売品名としている 1,458 品目のうち，切り替えを計画している：544品目（37．3\％）切り替えの予定がない ：670品目（46．0\％）配合剤で統一ブランド名を使用：244品目（16．7\％）

注）平成17年9月22日付厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「医療用後発医薬品の承認申請にあたつての販売名の命名に関する留意事項について」以降に承認された後発医薬品は一般的名称を用いた販売名となっているが，それ以前に承認された後発医薬品につい て，一般的名称を用いた販売名への切り替えを進めている。

## －共同開発品に関する情報提供

医療現場での後発医薬品の評価•採択時 の業務負担の軽減のため共同開発品に関す る情報提供の在り方を検討していく。〔平成25年度～］

変更薬選定の際の共同開発品に関する情報の必要性
必要である：病院49．2\％，診療所30．9\％，保険薬局44．2\％必要でない：病院 $13.8 \%$ ，診療所 $11.5 \%$ ，保険薬局 $19.5 \%$ わからない ：病院 $31.7 \%$ ，診療所 $23.6 \%$ ，保険薬局 $34.0 \%$

## 【調查結果】「使用促進に係る環境整備」に関する保険者の取組

## －差額通知事業の推進

差額通知の効果が大きいことから，この差額通知事業を推進し，これを通じて，後発医薬品使用の患者のメリットについても周知していく。〔継続事業〕
－全国健康保険協会では，平成29年度の差額通知事業において，約703万件の差額通知を実施。年間の軽減額（推計）は約436億円。
－健康保険組合連合会では，平成28年度は806の健康保険組合が差額通知 を実施。
－東京都後期高齢者医療広域連合では，平成29年度に約55万件の差額通知を実施。1か月あたりの軽減効果額は約4．6億円。
－東京23区すべての区が，国民健康保険加入者を対象とした差額通知事業 を実施。平成29年度1年間に3億円を超える軽減額を達成した区もあっ た。
－全国健康保険協会では，平成29年度に1，000万枚を配布。加入時や保険証再交付時，差額通知時に同封する他，セミナーや事業者訪問時などの機会に配布。
健康保険組合連合会では，平成28年度は回答組合の4割強にあたる516組合が後発医薬品希望シールの配布を実施。各組合がホームページから ダウンロードできるように，健康保険組合連合会独自で後発医薬品希望 シールやカードを作成。
－東京都後期高齢者医療広域連合では，被保険者証の送付時にジエネリッ ク医薬品希望シールを同封。平成29年度は一斉更新のため被保険者全員 に送付。
－東京23区では，17区（73．9\％）がジエネリック医薬品使用希望シール を配布。

## 【調査結果】「医療保険制度上の事項」に関する国の取組（1）

## －処方せんに関する周知

医療機関に対し，後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合を除いては，処方せんの「変更不可」欄にチェックしな いこととし，その旨を周知する。〔平成25年度～」
（平成29•30年度）
実績なし
－保険薬局による患者への情報提供の徹底

保険薬局に対して，集団指導等を通じて，薬剤服用歴管理指導料を算定するにあたり，後発医薬品に関する患者への情報提供を欠 くことのないよう再度周知徹底を行う。
〔平成25年度～〕
（平成29•30年度）
－保険薬局に対して，薬剤服用歴管理指導料の算定にあたり，薬剤情報提供文書により，投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報を患者に提供するよう，集団指導等を通じて周知徹底を実施。

## 【調査結果】「医療保険制度上の事項」に関する国の取組（2）

## －診療報酬上の使用促進策の検討

後発医薬品のさらなる使用促進に向けた診療報酬上の使用促進策について，中央社会保険医療協議会等で検討する。〔平成25年度～］
（平成29年度）
－平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成29年度調査）「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」を実施。
（平成30年度）
－平成30年度診療報酬改定において，薬局における後発医薬品調剤体制加算について，後発品の数量割合の基準を引き上げ，数量割合に応じ た評価の見直し，後発医薬品の数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算を規定。また，医療機関においては，後発医薬品の使用促進に資する一般名処方加算，後発医薬品使用体制加算，外来後発医薬品使用体制加算の見直しを実施。
－平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成30年度調査）「後発医薬品のロードマップ対応状況に関する調査」を実施。

## 【参考】医療機関•保険薬局アンケート調査結果

○後発医薬品の安定供給に関する状況（平成29年度1年間の実績）


|  | 病院 |  | 診療所 |  | 診療所 |  |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 施設数 | 品目数 | 施設数 |  | 品目数 | 施設数 |
| 品目数 |  |  |  |  |  |  |
| 供給停止の経験がある | 196 | 560 | 8 | 15 | 272 | 652 |
| 品切れの経験がある | 93 | 190 | 1 | 1 | 247 | 553 |
| 新規取引を断られた経験がある | 60 | 110 | 3 | 3 | 68 | 94 |

（注1）診療所調査については，有床診療所及び院内処方をしている診療所を対象としている。
（注2）供給停止：メーカーが製造中止し出荷されなくなったこと
品切れ：注文日を含めた供給不能期間が平日は2～3日（遠隔地は4日），土日を挟んだ場合は2～5日（遠隔地は5～6日）以上の場合の こと
（注3）表中の「施設数」は経験があった施設のうち品目数の記入があった施設数，「品目数」は経験のあった施設での累計該当品目数。

## 【参考】医療機関•保険薬局アンケート調査結果

○後発医薬品の供給停止時のメーカーの対応への評価（対象施設 ：供給停止の経験がある施設）


○後発医薬品の品切れ時のメーカーの対応への評価（対象施設：品切れの経験がある施設）


## 【参考】医療機関•保険薬局アンケート調査結果

○後発医薬品の銘柄切替で負担に感じること（複数回答）

（注1）診療所調査では，有床診療所及び院内処方をしている診療所を対象としている。
（注2）病院調查•診療所調査では「医師への説明」，保険楽局調査では「近隣の医療機関•医師への説明」として尋ねている。
（注3）保険薬局調査では「看護樴員への説明」と「近隣薬局への説明」は尋ねていない。
（注4）病院調査•診療所調査では「オーダリングシステムへの対応」，保険薬局調査では「システムへの対応」として尋ねている。

## 【参考】医療機関•保険薬局アンケート調查結果

○後発医薬品供給体制の改善状況（平成30年3月末時点，1年前との比較）

（注）診療所調査については，有床診療所及び院内処方をしている診療所を対象としている。
○後発医薬品の今後の備蓄に対する考え（平成30年3月末時点）


【参考】医療機関•保険薬局アンケート調查結果


【参考】医療機関•保険薬局アンケート調査結果


## 【参考】医療機関•保険薬局アンケート調査結果

○ジエネリック医薬品品質情報検討会の認知状況


「「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」の認知状況


○各都道府県における後発医薬品安心使用促進協議会の取組の認知状況


## （3）

後発医薬品の数量シェア推移


注）－用語の定義は以下のとおりである。
後発医薬品：GENERIC PRODUCTS（パテント等で過去一度も保護されたことのない通常の後発医薬品と，オーソライズドジェネリック）
EARLY ENTRY GENERIC PRODUCTS（先発医薬品保護期間中に上市されたオーソライズドジェネリック）
BIO－COMPARABLE PRODUCTS（バイオ後続品）
長期収載品：NON－GENERICPRODUCTS（後発医薬品でなく，過去保護されていたが現在は保護が切れているもの。バイオ後続品の参照対象となる先行バイオ医薬品含む。また2013．10～2014．9までは保護期間中の オーソライズドジェネリックの参照対象となる先発医薬品も含む。
｢「2014」はIQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2014，RX only（PRESCRIPTION BOUND）をもとに後発医薬品の各国の数量（SU）ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIAMIDAS dataでは，直販分の数量を把握できないため，後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については，IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率（売上金額ベース，2013．4～2014．3で70．9\％，日本ジェネリック製薬協会調 べ）をもとに推計を行っている。
－「2015」ははIQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2015，RX only（PRESCRIPTION BOUND）をもとに後発医薬品の各国の数量（SU）ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは，直販分の数量を把握できないため，後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については，IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率（売上金額ベース，2014．4～2015．3で $73.1 \%$ ，日本ジェネリック製薬協会調 べ）をもとに推計を行っている。
｢「2016」はIQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2016，RX only（PRESCRIPTION BOUND）をもとに後発医薬品の各国の数量（SU）ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは，直販分の数量を把
握できないため，後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については，IQVIA社データاにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率（売上金額ベース，2015．4～2016．3で76．7\％，日本ジェネリック製薬協会調 べいをもとに推計を行っている。
－「2017」はIQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2017，RX only（PRESCRIPTION BOUND）をもとに後発医薬品の各国の数量（SU）べースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは，直販分の数量を把
握できないため，後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については，IQVIA社データにおける日本のジェネリック医楽品市場のカバー率（売上金額ベース，2016．4～2017．3で80．5\％，日本ジェネリック製薬協会調 べ）をもとに推計を行っている。
－「2018」ははIQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2018，RX only（PRESCRIPTION BOUND）をもとに後発医薬品の各国の数量（SU）ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは，直販分の数量を把握できないため，後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については，IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率（売上金額ベース，2017．4～2018．3で82．9\％，日本ジェネリック製薬協会調 べ）をもとに推計を行っている。
$\cdot$ 後発医薬品のシェア $=$ 後発医薬品／（後発医薬品 + 長期収載品）$\times 100(\%)$
（出典）Copyright © 2019IQVIA，MIDAS，Market Segmentation，MAT Sep 2018，RX only（PRESCRIPTION BOUND）他，無断転載禁止

## （4）後発医薬品の金額シェア推移



【参考】後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ（概要）平成25年4月5日公表
○後発医薬品の数量シェアを平成 3 0 年 3 月末までに $60 \%$ 以上にする。達成状況をモ二タリングし，その結果や諸外国の動向を踏ま え，適宜見直す。
※数量シェアについては，国際的な比較が容易にできることも踏まえ，後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアとす る。
$\rightarrow$ 平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定で，（1）平成 29 年央に $70 \%$ 以上，（2）平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に $80 \%$以上という新しい目標が設定された。
$\rightarrow$ この $80 \%$ 目標の具体的な達成時期は，平成 29 年 6 月9日の閣議決定で，平成 32 年 9 月までと決定された。
○後発医薬品のさらなる使用促進のための取組についてもモ二タリングを行い，その結果を踏まえ必要な促進策を適宜追加する。
（1）安定供給
課題：製造管理，品質管理，原㩰確保及ひ需要予測の誤り等による品切れの発生
国の取組：諸外国の状況に関する情報提供
メーカーの取組：業界団体による「ジェネリック医薬品供給ガイドライン」の作成後発医薬品メーカーによる「安定供給マニュアル」の作成供給を継続して確保する体制の整備
（2）品質に対する信頼性の確保
課題：品質に対する医療関係者や国民へのさらなる理解の促進
国の取組：ジエネリック医栾品品質情報検討会の継続，一斉監視指洦の継続
都道府県の取組：都道府県劦識会による研修事業の実施
メーカーの取組：製造所に対する現地における品筫管理の碓認の微底
特に海外の製剤や原薬の製造所に対し，適切かつ合理的な品質管理
が行えるよう専門的な人材等の活用等について検討
（3）情報提供の方策
課題：医療関係者への情報提供の充実，医療関係者の情報収集•評価の負荷の解消
都道府県の取組：市区町村又は保健所単位しべルで栛誠会の活用
汎用後発医薬品リストの作成
メーカーの取組：業界団体の「情報提供システム」の改菁•拡充
後発医楽品メーカーによる情報収集•提供体制の整偏•強化
（4）使用促進に係る環境整備
課題：後発医梁品の推進の㥿義，メリットについてのさらなる理解の促進使用促進に向けた，都道府県協莪会活動の強化
国の取組：全国医療墅適正化計画における後発医薬品に関する取組の推進
都道府県の取組：都道府県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標設定及ひ関連施策の推進
保険者の取組：差額通知事業の推進

## （5）医療保険制度上の事項

課題：医師，柬科医師，宜剤師の後発医薬品への理解が進むようなさらなる インセンティプの検时


⑥ロードマップの実施状況のモニタリング

ロードマップの達成状況について，モニタリングを行い，その結果等を踏まえ，必要に応じ追加的な施策を講ずる。

